

## 第2章 市の計画の基本的事項

### 1 計画の目的

西東京市地球温暖化対策実行計画（実行計画）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）」第21条の規定に基づき市町村に策定が義務づけられている計画であり、市が事業者の立場から、市の事務事業によって排出される温室効果ガスの低減を目指し、地球温暖化防止を推進することを目的とします。

### 2 計画の位置づけ

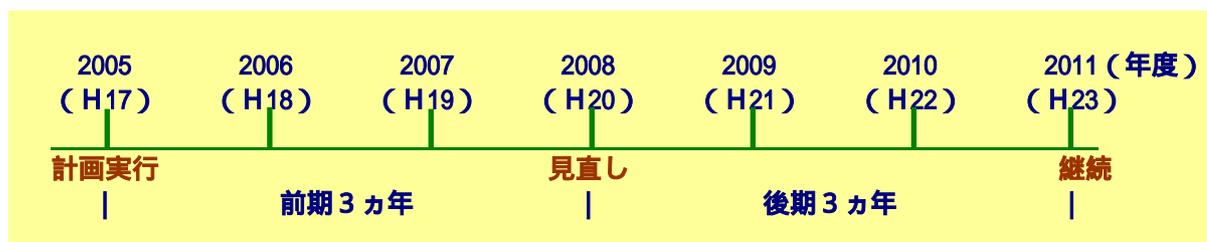
西東京市は、平成14年3月に「西東京市環境基本条例（平成14年3月29日条例第8号）」を制定し、平成15年4月には環境に関する施策を横断的に行うしくみとして西東京市環境マネジメントシステム（EMS）を構築しました。平成15年10月には田無庁舎、保谷庁舎及び各出張所を対象施設として、EMSに関する国際規格であるJIS Q 14001:1996（ISO14001）の認証を取得しました。

この西東京市EMSは、P-D-C-Aサイクルによる環境に関する行政管理のしくみであり、取組項目については実行計画と重複するため、西東京市EMSと実行計画は相互に連携を図りながら温暖化防止を推進していきます。また、ISO14001の認証取得対象外の施設についても、実行計画に基づき西東京市EMSに準じて取組を行うものとします。

### 3 計画の期間

実行計画は、2005（平成17）年度を初年度とし、2010（平成22）年度までの6ヵ年とします。

なお、西東京市EMSのサイクルに合わせ、2005（平成17）年度から2007（平成19）年度までの3ヵ年を計画前期、2008（平成20）年度から2010（平成22）年度までの3ヵ年を計画後期とし、温室効果ガスの削減状況や政府の大綱の改訂を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととします。



図表6 地球温暖化防止実行計画の期間  
（環境保全課作成）

#### 4 計画の範囲

実行計画の取組対象範囲は、市が行う事務事業及び市が管理する施設とし、対象施設としては、次に示すものとします。

なお、民間事業者への委託等により実施する事務事業や、財団法人が管理する施設については対象外とします。

部	施設名
総務部	田無庁舎、保谷庁舎、保谷保健福祉総合(防災)センター、保谷東分庁舎、保谷北二号分庁舎、インゲビル
市民生活部	各出張所、各集会所、各地区会館、市民会館、コール田無、消費者センター
環境防災部	各消防団詰所
保健福祉部	各福祉会館、高齢者センターきらら、谷戸高齢者在宅サービスセンター、中町分庁舎、母子保健センター、田無総合福祉センター
児童青少年部	各保育園、各児童館、各学童クラブ
都市整備部	アスタ駐車場、再開発事務所、下水道ポンプ場、自転車保管所
水道部	各浄水所、市内水源
教育委員会 学校教育部	各小学校、各中学校
教育委員会 生涯学習部	各公民館、各図書館、管平少年自然の家、総合体育館、体育館、各運動場

\* 施設については平成14年度実績調査時の施設

図表7 地球温暖化防止実行計画の対象施設  
(環境保全課作成)